

第12章 総合評価

都市計画対象事業の環境要素ごとにおける、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境保全措置を適切に実施することで、環境への影響については実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、回避又は低減が困難な場合においては、代償措置が実施されることで、環境の保全について適切な配慮がなされていると評価します。

以上を総合的に評価すると、都市計画対象事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限りの低減が図られるものと評価します。

